

							25年4月16日
						122	号

25産振第 26 号
平成25年4月16日

商工会議所
商工会及び県商工会連合会
市町
県産業振興財団

創業支援ご担当部門の長 様

長崎県産業振興課長
(公印省略)

「長崎県創業チャレンジ応援事業」の受託者募集に係る支援について (お願い)

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
県では、創業や働く場の創出を促進することを目的として、標記事業を実施します。
つきましては、申請者の事業計画書に対するアドバイス等の支援について、ご協力
いただきますよう、よろしく申し上げます。

記

1. 「長崎県創業チャレンジ応援事業」概要

【申請要件】

- 県内に本社を置く、長崎県内で創業後5年以内の企業
 - 県の審査を通過後、ハローワークで失業者を雇用して新たに実施する事業
 - 商工会議所や商工会などの支援機関(※)からアドバイスを受けた者 等
- ※県のホームページ <http://www.pref.nagasaki.jp/sangyo/sougyou/> に掲載

【受付】

平成25年5月10日(金)午後5時まで。

【募集要項及び申請書類】

別添のとおり。なお、県のホームページにも掲載しています。

<http://www.pref.nagasaki.jp/shoukou/sougyou/other/index.html>

※本事業は、今年度、数回にわたり募集する予定です。

2. ご協力をお願い

別添チラシの掲示、及び、本事業申請者が作成する事業計画書に対して、
アドバイス等の支援をお願いします。

※通常、実施されている支援で構いません。

※必要に応じ、継続した支援をお願いします。

担当：長崎県産業振興課
地場企業支援班 村井
電話：095-895-2634
e-mail：mamurai@pref.nagasaki.lg.jp



創業5年以内の企業が、新たに人を雇用して実施する事業を応援します！

長崎県創業チャレンジ
応援事業のご案内

県では、創業や働く場の創出を促進することを目的として、県内で創業後5年以内の企業に対し、失業者を雇用して新たに実施する地域経済の活性化に資する事業を委託します。

創業チャレンジ応援事業概要

1. 申請要件

- 県内に本社を置く、長崎県内で創業後5年以内の企業
 - 県の審査を通過後、ハローワークで失業者を雇用して新たに実施する事業
 - 県が定める業種に該当しない事業であること
 - 商工会議所や商工会などの支援機関(※)からアドバイスをを受けた者 など
- ※県のホームページ<http://www.pref.nagasaki.jp/sangyo/sougyou/> に掲載

2. 委託対象経費

本事業のために雇用した失業者の人件費や、営業活動経費など委託事業に要する経費(県から受託企業への事業費の支払いは、事業完了後となります。)

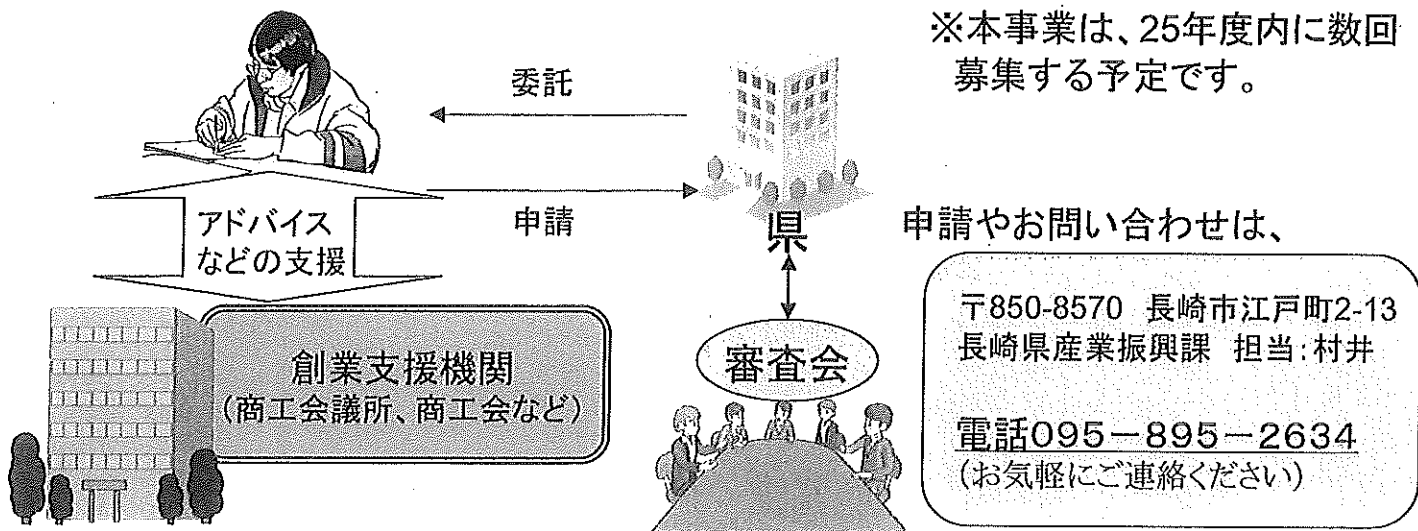
3. 審査のポイント

本事業の委託先は、プレゼンテーション審査などにより決定します。
審査は、事業継続性や新たに雇用する者の継続雇用可能性、収益性、独自性、県内への経済波及効果などの観点で実施します。

4. 受付期間

平成25年5月10日(金)午後5時までに、県産業振興課へ書類必着。

申請の前に、必ず、本事業の「募集要項」及び「申請書類」をご確認ください。
<http://www.pref.nagasaki.jp/shoukou/sougyou/other/index.html>
(「長崎県創業チャレンジ応援事業」で検索してください)



「長崎県創業チャレンジ応援事業」 受託者募集について

募集要項

○応募受付期間 平成25年4月10日（水）～

平成25年5月10日（金）17時まで

※郵送又は持参で、郵送の場合は5月10日（金）17時必着

○応募書類の提出先 長崎県産業労働部
産業振興課 地場企業支援班（村井または神崎）

〒850-8570

長崎市江戸町2-13

TEL：095-895-2634 FAX：095-895-2579

募集要項は、下記県ホームページからダウンロードもできますので、ご利用ください。

○ホームページアドレス

長崎県創業支援ホームページ

『「長崎県創業チャレンジ応援事業」受託者募集について』

<http://www.pref.nagasaki.jp/shoukou/sougyou/other/index.html>

目 次

創業チャレンジ応援事業について

1. 事業の目的	3
2. 対象者	3
3. 申請から委託先決定まで	3
4. 委託内容について	4
5. 新規雇用者について	5
6. その他	5
お問い合わせ先	5

創業チャレンジ応援事業について

1. 事業の目的

県内で創業後、県内に本社を置く創業後5年以内の企業に、失業者を新たに雇用して実施する地域経済の活性化に資する事業を委託することにより、創業や働く場の創出を促進することを目的としています。

2. 対象者

本事業の対象者は、以下の要件を満たす方とします。

- ① 県内に本社及び大半の事業所がある、県内で創業後5年以内の中小企業者等（創業後5年超の企業の分割・合併により設立されたと認められるものを除きます。）。
なお、個人の場合、委託契約までに法人化することが条件です。
- ② 平成25年度内にハローワークを経由して失業者を新たに雇用（「5. 新規雇用者について」をご参照ください。）のうえ事業を実施し、委託契約終了後も継続雇用のうえ、事業を実施する可能性が高いと認められること。
- ③ 総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿を整備し、労働者名簿や出勤簿、賃金台帳等の労働関係帳簿を整備するなど、委託事業を適切に実施できること。
- ④ 国税や地方税の滞納がなく、かつ法令などに違反していないこと。
- ⑤ 別記1の業種に該当しない事業であること。
- ⑥ 事業計画書（様式第2号）を、お近くの商工会議所、商工会、または県産業振興財団など、創業支援機関（※）からアドバイスを受けること。

※創業支援機関（商工会議所、商工会、県産業振興財団）は、

<http://www.pref.nagasaki.jp/shoukou/sougyou/images/soudanmadoguchi2012.pdf>

<https://www.joho-nagasaki.or.jp/business/919/consul/>

をご確認ください。

※「中小企業者等」とは、下記のいずれかに該当する企業者・団体です。

- ① 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の規定により国の施策の対象とされる中小企業者。
- ② 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に掲げる中小企業団体。

3. 申請から委託先決定まで

(1) 応募書類受付期間

平成25年4月10日（水）から平成25年5月10日（金）17時（必着）

までに、以下の申請書類を、県産業振興課へご提出ください。

（郵送、持参を問いません。持参の場合、土日・祝日を除く9時～17時まで。）

(2) 申請書類

- ・申請書（様式第1号）

- ・事業計画書（様式第2号）
- ・登記簿謄本及び定款（写し）
- ・県税に未納がないことを証明する納税証明書
- ・法人税、消費税及地方消費税について未納税額がないことを証明する納税証明書
- ・直近の二事業年度の貸借対照表及び損益計算書
- ・会社案内や事業内容が分かる資料

(3) 審査

県が設置する審査会（外部有識者等で構成）でのプレゼンテーション審査により、委託先を決定します（5社程度）。

※プレゼンテーション審査は、平成25年6月上旬に実施予定。

※申請者が多数の場合、書類審査を実施し、プレゼンテーション審査に進む企業の選考を行います。

※申請書の内容について、申請者へ直接、県の担当者がヒアリングします。

※審査の結果は、書面でお知らせします。

【審査のポイント】

審査は、申請者の事業の

- ① 事業継続性
 - ② 委託事業の実施に伴い新たに雇用する者（以下、「新規雇用者」という。）の継続雇用可能性
 - ③ 収益性
 - ④ 独自性
 - ⑤ 県内への経済波及効果
- などの観点で実施します。

(4) 応募書類提出先

〒850-8570 長崎市江戸町2-13

長崎県産業労働部 産業振興課 地場企業支援班 村井または神崎

4. 委託内容について

(1) 事業概要

県が委託する地域経済の活性化に資する事業の実施に要する費用を支援します。

(2) 委託対象経費及び上限額

別記2のとおり。

ただし、委託契約後に新たに実施する事業、または、既に実施している事業のうち拡充部分（雇用人数や回数、事業実施場所の増加など）にかかるもので、委託事業の実施期間内に契約、履行が完了するものが対象です。

※既に発生している費用の振り替えは対象となりません。

【対象外の例】

- ・既に賃貸借契約を締結し、毎月支払っている家賃や光熱水費
- ・現在、使用している携帯電話の使用料 など

【対象となる例】

- ・ 県と委託契約を締結後、業務拡充に伴い新たに契約締結する事務所の賃借料
- ・ 県と委託契約を締結後、新たに雇用した者が使用する携帯電話の使用料 など

(3) 委託契約期間

平成26年3月31日まで。

ただし、平成26年度においても事業を継続し、新規雇用者を継続雇用する場合は、平成26年4月1日より、新規雇用者の平成25年度からの雇用期間が1年を超えない日まで、再契約をすることができます。

5. 新規雇用者について

委託事業を実施するにあたり、以下の全てを満たす失業者を新たに雇用することが条件となります。

- ① 県と委託契約締結後に、公共職業安定所（ハローワーク）を経由して採用されること。
- ② 健康保険の被保険者の要件となる所定労働時間や日数が、雇用する企業において他の通常の正規労働者の概ね3/4以上であること等常用的雇用関係にあること。
- ③ 申請企業の代表の3親等以内の親族でないこと。

6. その他

(1) 公表

原則として、県が委託する企業の名称、代表者名、事業内容などを公表します。

(2) 検査

県は、委託事業の適正を期するため必要があるときは、委託事業の実施中及び終了後に、受託者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することがあります。

(3) 委託料の支払い

委託料の支払いは、委託事業が完了し、支払い実績を確認した後（平成26年5月頃）となります。

(4) 今後の募集について

本事業の委託先は、平成25年度において数回募集する予定です。

【お問い合わせ先】

本募集要項について、ご不明な点などありましたら下記までご連絡ください。

長崎県産業労働部 産業振興課 地場企業支援班
〒850-8570
長崎市江戸町2-13 担当：村井
電話：095-895-2634 FAX：095-895-2579
E-Mail：mamurai★pref.nagasaki.lg.jp（★を@にしてください。）

別記1

対象外とする業種（平成19年11月改定「日本標準産業分類」による。）

1. 農業、林業（大分類Aに含まれるもの。ただし、農業サービス業、園芸サービス業、素材生産業及び林業サービス業は除く。）
2. 漁業（大分類Bに含まれるもの。）
3. 金融業・保険業（大分類Jに含まれるもの。ただし、保険媒介代理業及び保険サービス業は除く。）
4. 医療・福祉（大分類P）の医療業のうち、病院、一般診療所、歯科診療所
5. 医療・福祉（大分類P）の社会保険、社会福祉、介護事業
6. 以下のサービス業等
 - ① 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」により規制の対象となるもの。
 - ② 競輪・競馬等の競走場、競技団
 - ③ 芸ぎ業、芸ぎ斡旋業
 - ④ 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
 - ⑤ 興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）
 - ⑥ 集金業、取立業（公共料金またはこれに準ずるものは除く。）
 - ⑦ 易断所、観相業、相場案内業
 - ⑧ 宗教
 - ⑨ 政治・経済・文化団体
7. その他公序良俗等の観点から対象とすることが適当でないと認められる事業

別記2

対象経費（なお、対象経費にかかる消費税及び地方消費税も対象とします。）

経費区分	対象経費	上限額
人件費	委託契約期間中に新規雇用者に支払われる賃金 ・賞与及び規定に基づき支払われる通勤手当などの諸手当を含む。 ・社会保険料等に係る事業主負担分含む。	年額 250 万円以内。 ただし、新規雇用者の雇用が1年に満たない場合、雇用期間に比例し減額する。
事業費	委託事業に要する以下の経費 ・事務所維持経費（家賃など。敷金礼金は対象外） ・光熱水費 ・軽微な修繕等工事 ・備品リース費（パソコン、机、イス、電話など） ・広告、営業活動経費（チラシ、ホームページ作成、交通費など） ・通信、運搬費 ・社員研修費及び技術・経営指導等に係る経費 ・委託契約に係る経理の適正確保のため、税理士などに依頼する経理事務経費 ・その他、知事が特に必要と認める経費	年額 250 万円以内。 ただし、人件費を超えることはできない。

様式第1号 (第8条関係)

平成 年 月 日

長崎県知事 様

住 所
申請者 名 称
代表者名

印

平成25年度 長崎県創業チャレンジ応援事業申請書

長崎県創業チャレンジ応援事業実施要綱第8条の規定により、申請します。

記

(添付書類)

事業計画書 (様式第2号)

登記簿謄本及び定款 (写し)

県税に未納がないことを証明する納税証明書

法人税、消費税及地方消費税について未納税額がないことを証明する納税証明書

直近の二事業年度の貸借対照表及び損益計算書

会社案内や事業内容が分かる資料

事業計画書

1. 申請者概要

区分 (いずれかに ○を)	法人 (類型: _____) 個人 (契約時の法人類型: _____)		
開業 (予定) 年月	平成 _____ 年 _____ 月	現社員数 (法人のみ)	
法人名 (個人の 場合は予定)		業種 (個人の 場合は予定)	
法人住所 (個人の 場合は予定)			
代表者名 (個人の 場合は申請者名)		代表者 (個人の 場合は申請者) 生年月日	
代表者 (個人の 場合は申請者) 住所			
日中連絡が とれる電話		代表者 e-mail	
経理担当者名 (予定も可)			
代表者の 主な経歴			
本申請書作成で 助言を受けた 機関名			

2. 委託事業計画 (平成 25~26 年度) の概要

①事業計画名称

--

②事業計画概要

事業計画期間	平成 年 月 ~平成 年 月
(事業の概要について、新規雇用者数、販売する商品・サービス等の価格や特徴、類似商品との比較などを含めて記載して下さい)	
【新規雇用者数】	人

③事業の目標

(平成 25 年度末及び 26 年度末の、委託事業の目標や成果(売り上げ金額など)を記載して下さい)
【平成 25 年度末】
【平成 26 年度末】

④事業に取り組む理由

(事業の必要性、経緯、市場ニーズなどを記載して下さい)

⑤市場環境

(商品・サービス等の市場規模や成長性、ターゲットの状況、競合との比較などを記載して下さい)

⑥販売促進方法

(市場への認知や販売方法、販売網の体制などを記載して下さい)

⑦事業実施体制

(社内体制や社外との連携体制などについて記載して下さい。)

⑧課題やリスク、不足している資源等及びその対応策

(委託事業実施にあたっての課題とその解決策等について記載して下さい。)

※枠がせまくて記載できない場合は、自由に枠を広げて記載して下さい。また、説明図やフロー図等があれば、別に添付して下さい。

3. 会社全体の事業計画及び資金計画

(単位：千円)

		1年前 (/ 期)	直近期末 (/ 期)	1年後 (/ 期)	2年後 (/ 期)	
事業計画	①売上高					
	②売上原価					
	③売上総利益 (①-②)					
	④販売費及び 一般管理費合計					
	人件費					
	販売費					
	管理費					
⑤営業利益 (③-④)						
資金計画	⑥設備投資額					
	⑦運転資金					
	⑧資金調達額	資金調達額 合計				
		借入				
		自己資金				
その他						

(記載注意事項)

- ※ 計画は会社の決算年度に対応して記入。(平成26年の3月決算分 → (26/3期))
- ※ 直近の事業年度の実績記入は、提出する決算書の数字と整合するように記入。
・ 売上高、販売費・一般管理費、営業利益…決算書の数字と一致
- ※ 年度ごとの「設備投資額」 = 設備投資額の年度合計 ≤ その年度の「資金調達額」の合計

4. 申請年度における委託事業にかかる収支計画

(1) 収入の部

経費区分	事業費 (円)	備 考
委託料		
借入金		
自己資金		
その他		
計		

(2) 支出の部

経費区分	委託事業に 要する経費	左記に充当 される委託料	内 訳
(1) 人件費			
(2) 事業費			
合 計			

